

空き家の適正管理をお願いします

▶ 問合せ 企画課広報統計係 ☎ 24-5111 (内線141)

空き家を放置すると、倒壊の恐れのみならず、犯罪の誘発、ごみの不法投棄、景観・環境衛生の悪化など周辺に悪影響を及ぼします。



空き家の所有者になられた方へ

空き家の所有者は、空き家を適正に管理する必要があり、所有しているだけでも手間や費用がかかります。

一方で空き家を求める方は増加しており、**物件が不足しているため、賃貸や売買といった利活用もおすす**めです。空き家になってから早い段階であれば、修繕などの必要が少なく済みますし利活用が容易です。

空き家を所有する上で、次のことに気をつけましょう。

◆ポイント1

隣近所の迷惑にならないよう適正管理する (自分で管理が難しい場合は、民間事業者やシルバー人材センターへ委託)

◆ポイント2

賃貸や売買をして利活用する (「昭和村空き家バンク」への登録や不動産会社へ相談)

◆ポイント3

老朽化が著しく、管理や利活用できない場合は取り壊す (「昭和村空き家解体補助金」の活用)

「昭和村空き家バンク」の活用を

空き家の賃貸や売買による利活用の手段として「昭和村空き家バンク」があります。空き家バンクに登録しておくことで、空き家が移住希望者の目にとまりやすくなり、空き

空き家予備軍の方へ

お住まいが空き家となる理由の一つとして、所有者が亡くなった後、相続されずにそのまま放置されることや、月日が経過すると関心が低くなることなどがあげられます。空き家の所有者が亡くなってからの相続や登記の手続きは、大変な手間や費用がかかる場合があるため、相続の解決と登記を正しくしておく必要があります。また、空き家は「所有する」「利活用する」「取り壊す」のいずれかを選んで、早めに対応することが重要となります。

空き家になる前に、次のことを行いましょう。

◆ポイント1

お住まいを誰に引き継ぐのか、管理はどうするのかをあらかじめ話し合う

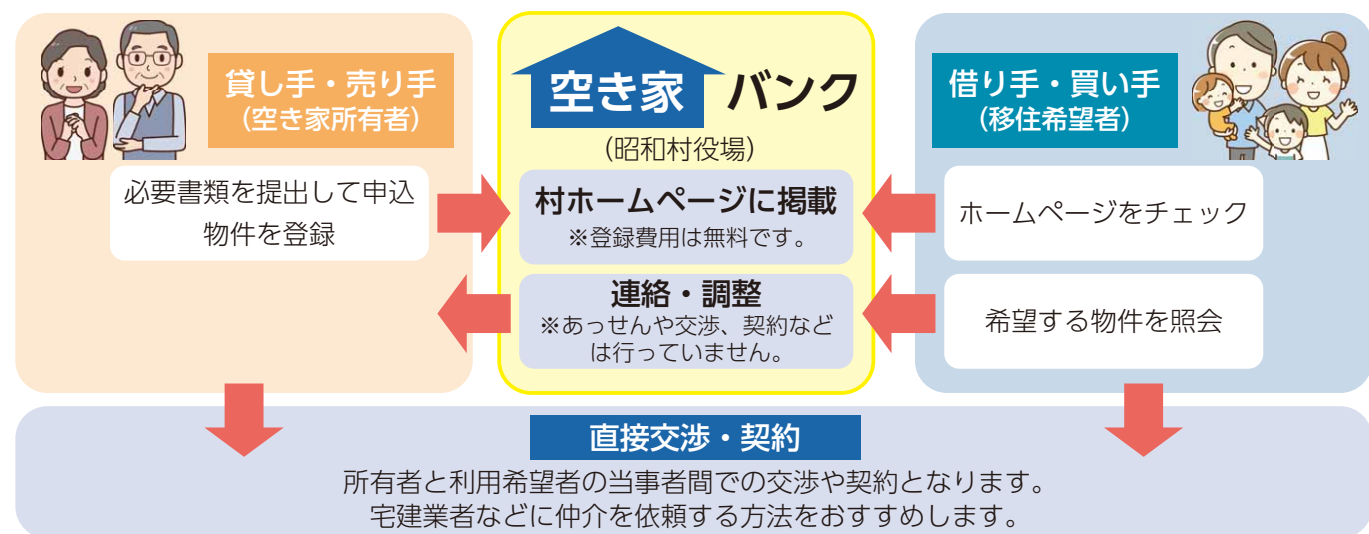
◆ポイント2

家屋や土地の登記を確認する (未相続の場合は相続登記を行う。弁護士、司法書士などへ相談)

◆ポイント3

専門家に相談する (不動産会社、弁護士、司法書士、税理士、建築士など)

家の利活用が円滑に進むことが期待できます。最近、村内の空き家についての問合せも増えていますので、ぜひご検討ください。



住民税非課税世帯などに対する 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

▶ 問合せ 保健福祉課福祉係 ☎ 24-5111 (内線131)



昨今の電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、政府は9月9日開催の「物価・賃金・生活総合対策本部」において国予算支出の閣議決定を行いました。これに伴い、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対して給付金を支給します。

◆給付額

1世帯あたり5万円

◆支給対象世帯(①または②のいずれか)

①住民税均等割非課税世帯【要返送】

令和4年9月30日時点で、世帯全員の令和4年度分住民税均等割が非課税の世帯。(世帯全員が、住民税が課税されている方の扶養を受けている場合は対象外)

- 対象と思われる世帯に、**村から確認書(青色封筒)が届きます**。(11月下旬から順次発送予定です) ※遡りによる転入や修正申告で対象となった世帯は、別途村への申出が必要です。
- 内容を確認、**必要事項を記入し役場に返送してください**。口座欄が空欄か、印字された口座以外への振り込みなどは、本人確認書類と口座が確認できる書類を添付してください。
- 村から支給決定通知書を発送し、給付金を口座に入金します。

②住民税非課税相当となった世帯【要申請】

令和4年1月から12月までの間に予期せず家計が急変し、住民税非課税相当となった世帯は、申請により給付を受けられる可能性があります。

- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に役場に申請してください。
 - ・申請時点で住民登録のある市町村に申請してください。
 - ・1世帯1回の給付となります。
 - ・事業活動に季節性があり、繁忙期や農産物の出荷時期などにより、通常収入を得られない時期を対象月として申請した場合は**対象外**です。
 - ・給与明細書、年金振込通知書、預金通帳の写し、令和4年分所得の確定申告書、住民税申告書、源泉徴収票などの写しの添付が必要となります。

不明点や詳細はお問合せください。

住民税非課税世帯などに対する臨時特別給付金の「振り込み詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください

自宅や職場などに国や県、村の職員などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、警察か警察相談専用電話(#9110)に連絡ください。

給付金の支給額
1世帯あたり5万円

給付金の支給時期
役場に不備のない確認書が到着した日から2週間程度が目安です。

支給対象となる世帯

①または②のいずれか(重複不可)

1 「住民税均等割が非課税」の世帯
世帯全員の令和4年度

役場から確認書が届きます

要返送

返送が不要の場合もありますので役場から届いた通知に従ってください

令和4年9月30日時点で、昭和村に住民登録がある方には、役場から確認書が届きます。

2 予期せず家計が急変した世帯
令和4年1月〜12月の収入が減少し

申請が必要です

申請期間
11月22日(火) ~ 令和5年1月31日(火)

申請時点で住民登録のある市町村に申請してください。昭和村用の申請書は村ホームページからダウンロードできます。